

第38回新茶・大野岳マラソン in えい出店事業者の方へ

1 目的

「第38回新茶・大野岳マラソン in えい」における来場者の満足度向上のため、飲食物を主に販売していただき、一緒に大会を盛り上げてくださることを目的としています。

2 出店場所

穂娃運動公園内

※移動販売車の設置箇所については、新茶・大野岳マラソン in えい実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定します。

3 出店申込資格と制限

（1）出店申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込することができます。

- ①公的機関の発行する市内において有効な営業許可証を有すること。
- ②営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。
- ③食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
- ④保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者。
- ⑤生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。
- ⑥1の目的に賛同する者。

（2）出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、応募することができません。

- ①過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ②国税及び地方税を滞納している者。
- ③公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
- ④代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。
- ⑤会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

4 出店について

（1）出店日時

令和8年4月29日（水・昭和の日） 午前9時から午後2時まで

（2）各種費用

出店料：2,000円

その他、営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とします。

また、配置は実行委員会の指示に従ってください。電気設備、排水設備、水道設備はあり

ませんので、発電機等は出店者でご用意をお願いします。

(3) 出店の取消

出店者が公序良俗に反する使用をした場合や、実行委員会が出店を不適当と判断した場合には、出店を取り消すことができるものとします。

なお、出店者が取り消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、実行委員会は一切その責めを負いません。

(4) 原状回復

当日の出店後は、出店者の負担により、使用箇所を現状に回復してください。

(5) チケットの取り扱いについて

大会当日、参加者には当日の出店者共通のチケットを配布します。

チケットで支払われた金額は出店者が集計し、事務局にチケットを提出いただき精算します。提出されたチケットの枚数をもとに精算しますので紛失しないよう保管してください。

(6) その他

①移動販売車設置スペースは禁煙とします。

②法令が定める申請・届出や必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施してください。

③設置スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施してください。

④出店者は、移動販売車付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施してください。

⑤酒類は販売できません。

⑥調理に火気を使用する場合は消火器を設置してください。

5 損害賠償

(1) 出店者はその責めに帰する理由により、会場の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、会場を原状に回復した場合はこの限りではありません。

(2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、南九州市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害が生じても実行委員会はその責めを負いません。

6 定めない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令等の定めるところによるもののほか、実行委員会と出店者と協議のうえ処理するものとします。

7 申込提出書類

- ①出店申込書
- ②営業許可証一式の写し
- ③P L 保険証書の写し

8 申込書類等提出場所及び問い合わせ先

新茶・大野岳マラソン in えい実行委員会事務局（南九州市役所保健体育課スポーツ推進係内）

担当：森

〒897-0215 南九州市川辺町平山 3234 番地

TEL 0993-56-1111 (内線 4945) FAX 0993-56-5970

メールアドレス hotai@city.minamikyushu.lg.jp